

京都府スケート連盟 京都スケート学校

受講規約

◆本規約は、当京都スケート学校の受講に関する条件および遵守事項を定めるものです。

◆期と受講スケジュール

- ・毎年4月～翌年の3月（12ヶ月間）
- ・受講回数はリンクの空き状況により変動します。
- ・振替受講は受け付けておりません（インフルエンザ・コロナは振替可／学校行事は不可）

◆受講について

- ・受講を1ヶ月以上お休みされる場合は、前月中に申し出て下さい。その際は休会費として3,000円を徴収致します。
- ・受講料・休会費・スポーツ保険料は、いかなる場合でも返金出来ません。
- ・指導者や他の受講者への著しい迷惑行為があった場合、あるいは学校運営上、相応しくない行為と判断した場合は退学となる場合があります。
- ・生徒のみでリンクに通われる場合の事故等に関しましては学校側では責任は負えません。
- ・台風等の自然災害の警報発令時は休校とします。
- ・当学校はスポーツ安全協会の保険に加入している団体です。スケート学校の練習場所と自宅との往復中の事故、及びスケート学校の練習中の事故、スケート学校として出場する大会やバッジテスト等の事故が補償対象となります。

◆継続（更新）と卒業（退校）について

- ・毎年4月～翌年3月末で1期が修了となります。
- ・卒業（退校）を希望される場合、必ず1ヶ月前に申し出て下さい。

◆その他

- ・住所、連絡先電話番号等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- ・当学校入学後は、クラブ登録、京都府・日本スケート連盟登録の選手登録が必要となります。
- ・他のスケート教室や個人レッスンを並行して受講される方はお申し出ください。
- ・個人レッスンへの変更を希望の方はご相談下さい。
- ・当学校所属時に受けた振付・編集された音楽は許可なく他では使用できません。
- ・スケート学校練習中の写真・動画を撮影する場合、他の生徒の撮影はしないこと。
- ・SNS等に他の生徒の画像・動画・コメント等を掲載しないこと。
- ・スケート学校練習中に発生した盗難・紛失等について、当学校は責任を負いかねます。
- ・事故・怪我が発生した場合、応急処置のみ行います。必要に応じて医療機関の受診をお願いすることがあります。
- ・現在、医師から運動を制限されている怪我・疾患・持病・既往歴がある場合は事前に申告をお願いします。
- ・保護者間の間違った情報、噂話、関係のあったチームや先生の悪口は言わない。
- ・京都スケート学校は京都府から補助金の出ている普及を目的とした連盟事業により、連盟運営の妨げになるような事はせず、京都スケート学校運営に協力すること。
- ・本規約は必要に応じて改定することがあります。

京都スケート学校

受講同意書

京都スケート学校 御中

私は、貴学校の受講規約を確認し同意の上、受講を申込みます。

年 月 日

住所 _____

受講生署名 _____

保護者署名 (未成年の場合) _____